

## 第V章 保全すべき緑地

---

- 1 保全すべき緑地について
- 2 保全の方策について（地域制緑地の指定）

## 1 保全すべき緑地について

岩見沢市緑の基本計画では、地域制緑地を指定する緑地の検討を位置づけており、風致地区及び特別緑地保全地区の指定を検討することとしています。

見直しでは、市街地内もしくは市街地に近接または隣接する区域にある緑地のうち、身近で気軽に親しむことができ、かつ貴重な緑地である次の4つの地区を、保全すべき緑地として位置づけることとします。

### (1) 志文町地区

志文町地区は、北海道自然環境等保全条例に基づく志文学術自然保護地区\*1を含む樹林地です。志文学術保護地区は石狩川沖積平野の面影を残す針広混交の天然林であり、エゾエンゴサクなどの野草が多く、動物や鳥類の生息地となっています。

この貴重な天然林は市街地（用途地域）に隣接しており、身近で気軽に親しむことができ、かつ貴重な緑地となっています。これまでも貴重な緑地として、地域制緑地（風致地区）の指定を検討することとしており、見直し後においても、引き続き保全することを方針として位置づけます。

### (2) 上志文地区

上志文地区は、利根別原生林（利根別自然休養林）内に位置しており、平成28年度に策定した「利根別原生林基本計画」では、共生エリアに位置しています。共生エリアは、自然環境の保全を基本としつつ、自然体験や環境学習のフィールドとして提供するエリアとしています。

また、水源のかん養という公益的機能を有する保安林に隣接しており、周辺の森林や自然環境と一体となっています。

この地区（樹林地）は地域森林計画対象民有林であり、保安林などと異なり樹木の伐採や開発についての制限はありません。伐採などによりこの地区の自然環境が失われた場合、利根別原生林全体の環境に大きな影響を与えることが懸念されるため、これまでも貴重な緑地として、地域制緑地（特別緑地保全地区）の指定を検討することとしています。

このため、見直し後においても、利根別原生林基本計画における共生エリアとしての位置づけを踏まえ、この地区を保全することを方針として位置づけます。

\* 1 北海道自然環境等保全条例に基づく環境緑地保護地区、学術自然保護地区：環境緑地保護地区は、北海道が北海道自然環境等保全条例（昭和48年条例第64号）に基づき、環境緑地として維持または造成することが必要な地区として指定したものです。また、学術自然保護地区は、同じく道が同条例に基づき、動物の生息地、植物の生育地及び地質鉱物の所在地のうち、学術上価値があり保護することが必要な地区として指定したものです。いずれの地区においても一定規模を超える工作物の設置や土石の採取などの行為をしようとするときは届出をする必要があります。



### (3) 岩見沢神社地区

岩見沢神社地区は、北海道自然環境等保全条例に基づき指定された岩見沢神社地区環境緑地保護地区です。

イチイ、トドマツなどの針葉樹やハルニレ、ヤチダモなどの広葉樹からなる 1.3ha の樹林地で、樹齢 800 年以上といわれ、昭和 9 年に宝永町一の沢から移植されたイチイがあります。岩見沢神社の鎮守の森として保護されてきました。

また、隣接する東山公園と一体となって、市街地の緑の景観を形成しています。

市街地内に位置しており、身近でかつ貴重な緑地であることから、この地区を保全することを方針として位置づけます。

### (4) 栗沢神社地区

栗沢神社地区は、北海道自然環境等保全条例に基づき指定された栗沢神社地区環境緑地保護地区です。トドマツなどの針葉樹やミズナラなどの広葉樹からなる 1.2ha の樹林地で、明治 26 年に開拓者により神社が建立されて以来、栗沢神社の鎮守の森として保護されてきました。

また、キビタキなどの野鳥の生息地となっており、隣接する栗沢中央公園とともに市民の憩いの場として親しまれています。

市街地内に位置しており、身近でかつ貴重な緑地であることから、この地区を保全することを方針として位置づけます。

## 2 保全の方策について（地域制緑地の指定）

4つの保全すべき緑地についてはいずれも、北海道自然環境等保全条例に基づく環境緑地保護地区等の指定や利根別原生林基本計画での位置づけがあり、保全のための方策についてはある程度整っていると考えられます。また、現状においても、樹木の伐採や開発などにより緑地や自然環境が失われる可能性は低いと考えられます。

一方、保全の方策として地域制緑地を指定する場合には、地権者等の同意を得た上で、私有財産である土地に制限を課すこととなります。

このため、保全の方策として地域制緑地を指定することについては、樹木の伐採などにより緑地や自然環境が失われる可能性が高まった場合に検討することとします。

なお、指定を検討する地域制緑地については、市街地内または市街地に隣接する志文町地区、岩見沢神社地区及び栗沢神社地区については都市計画法第8条に基づく風致地区を、上志文地区については都市緑地法第12条及び都市計画法第8条に基づく特別緑地保全地区をそれぞれ基本として検討することとします。

表 5-2-1 風致地区及び特別緑地保全地区の概要

区 分	風致地区	特別緑地保全地区
根拠法	都市計画法第8条	都市緑地法第12条 都市計画法第8条
目 的	良好な自然的景観を形成している土地の区域のうち、都市における土地利用計画、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定める。	都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、生物多様性の確保に配慮したまちづくりのための動植物の生息地又は生育地となる緑地等の保全を図る。
制限の概要	市町村が定める風致地区内建築等規制条例により、市町村長の許可がなければ、建築物等の新築、改築又は増築、宅地の造成その他の土地の区画形質の変更、木竹の伐採、水面の埋立て又は干拓、屋外における土石等の堆積などの行為をしてはならない。  * 2以上の市町村の区域にわたる10ha以上の風致地区を除く。	市長の許可がなければ、建築物等の新築、改築又は増築、宅地の造成その他の土地の区画形質の変更、木竹の伐採、水面の埋立て又は干拓、屋外における土石等の堆積などの行為をしてはならない。
損失補償等	損失補償等はない。	損失補償、土地の買入れ、相続税等の評価額控除が行われる。

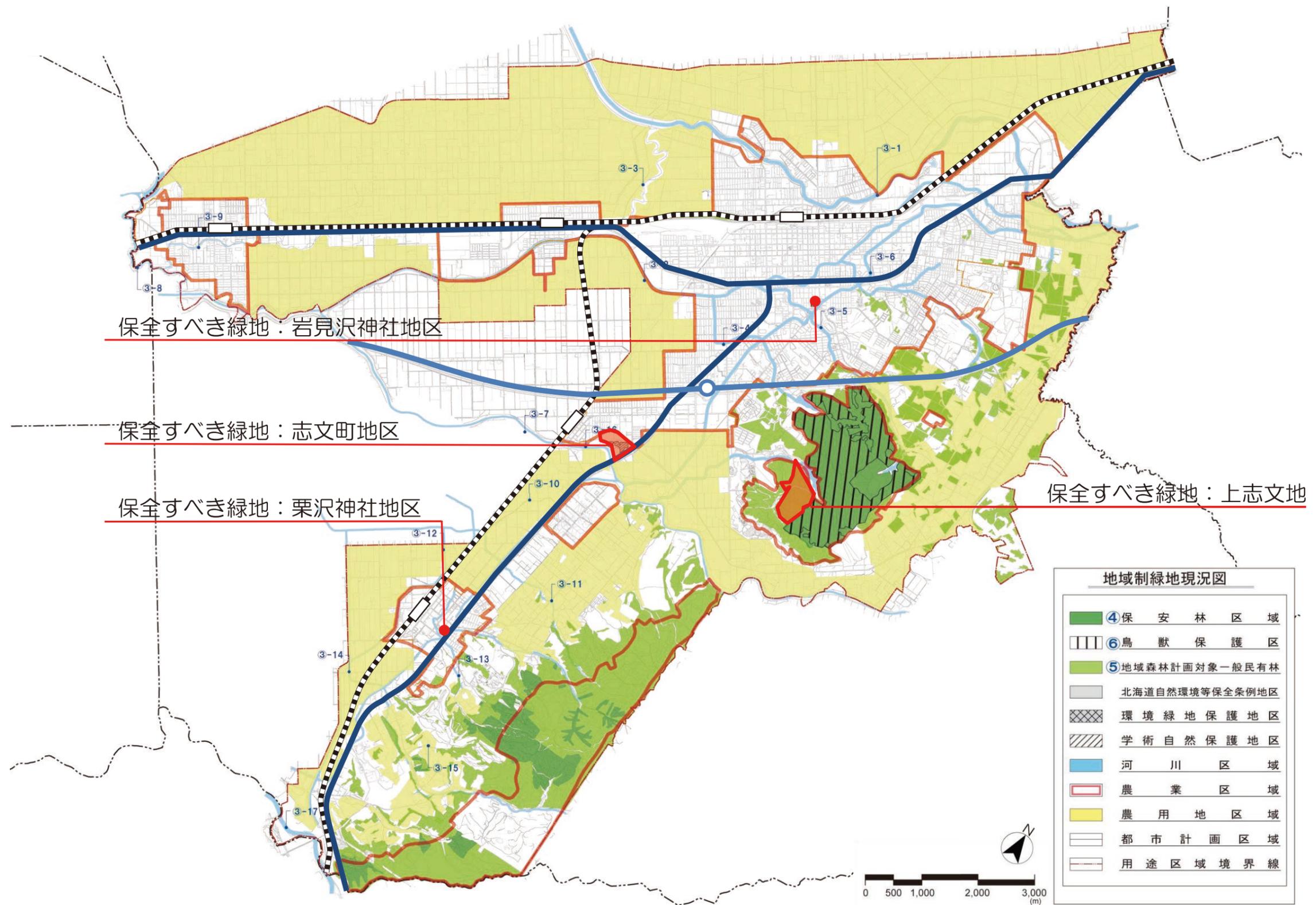


図 5-2-1 保全すべき緑地



## 第Ⅵ章 緑化重点地区

---

- 1 緑化重点地区の設定
- 2 緑化重点地区の現況
- 3 緑化重点地区の課題
- 4 緑化重点地区の基本方針
- 5 緑化重点地区における緑づくりの施策

## 1 緑化重点地区の設定

岩見沢市緑の基本計画では、市街地内環状道路である都市内ループ道路の内側と室蘭本線跡地、大和操車場跡地を含む市街地、日の出町の一般廃棄物処分場周辺、幌向公園周辺、旧ホクレン種鶏場跡地、緑が丘霊園を緑化重点地区に位置づけています。このうち、都市内ループ道路の内側の市街地以外については、公園や緑地の整備が完了または今後完了することが予定されている地区が多くなっています。

一方、都市内ループ道路の内側の市街地については、公園・緑地が不足しており、緑化の推進が求められています。

このため、見直しでは、公共交通によるアクセス性を考慮し、公共公益サービス施設などの都市機能施設の誘導を図る都市内ループ道路の沿道 300m までの範囲と都市内ループ道路の内側の市街地を、緑化重点地区として指定します。

## 2 緑化重点地区の現況

緑化重点地区には、幾春別川、利根別川のほか北海幹線用水路かんがい溝などの緑地、鉄道防風林などがあります。また、保全すべき緑地として位置づける岩見沢神社境内林があります。

街区公園については 48 箇所、近隣公園 2 箇所、総合公園 1 箇所、都市緑地 12 箇所（幾春別川リバーパーク、利根別川緑地を除く。）が整備されています。

街路樹については、駅前通や北 3 条通のプラタナスをはじめ、ニセアカシア、イチヨウ、ナナカマド、サクラなどが植樹されています。

また、JR 岩見沢駅からいわみざわ公園バラ園までの駅前通はバラ街道として沿道にバラが植えられています。

## 3 緑化重点地区の課題

緑化重点地区は、中心市街地を含む市街地であり、公園・緑地が他地区に比較して少なくなっています。

既成市街地ですが、空き地が散見され、民有地における緑の保全や身近な小さな緑の創出による緑の街並みの形成が課題として挙げられます。

## 4 緑化重点地区の基本方針

公園や河川などの緑地、街路樹の保全に取り組みます。

また、庭先や玄関先、店先などでのガーデニングなどにより、身近で小さな緑を創出し緑の街並み形成につなげることや、今後増加が懸念される空き地について、適正な管理を促すとともに、地域の庭（コミュニティガーデン）の開設など空き地を活用した緑の街並みの形成など、市民との協働や民間事業者との連携などにより、市街地での緑づくりに取り組みます。

緑化重点地区には駅前通のバラ街道が含まれるので、バラのまちを印象づけるまちづくりや街並みの形成、こうした取組への市民の参加の促進などを進めます。



## 5 緑化重点地区における緑づくりの施策

### (1) 河川の保全

緑化重点地区には、幾春別川、利根別川のほか、東利根別川、南利根別川、ポイントネ川が流れており、北海幹線用水路もあります。

いずれも管理者は北海道や北海土地改良区であるため、各管理者と協議し河川の保全や河川の緑の保全に取り組みます。

### (2) 公園・緑地の機能の見直しと住環境の保全

緑化重点地区には街区公園が48箇所ありますが、特に中心市街地には街区公園が少ない状況にあります。

街区公園が連たんする地域については、機能の見直しや集約化などを検討しますが、街区公園が少ない地域については、それぞれの機能を維持するとともに、地域の特性に応じた整備や維持管理を検討します。

### (3) 街路樹の維持管理

緑化重点地区には、駅前通や北3条通のプラタナスをはじめ、ニセアカシア、イチョウ、ナナカマド、サクラなどの街路樹が植樹されています。また、駅前通の一部には街路樹としては道内唯一であるセイヨウトチノキ（マロニエ）の街路樹があります。

道路の整備や改良に伴う街路樹の更新にあたっては、街路樹を整備すべき路線の判断と整備方法、維持管理の負担の軽減に配慮した樹種の選定などを検討することとしていますが、緑化重点地区については岩見沢の顔となる地区であり、特色ある街並み景観の形成にも配慮した街路樹の整備や保全に取り組みます。

また、北3条通に落ち葉の回収ボックスを設置し、緑のリサイクル（落ち葉の堆肥化）に取り組んでいるところであり、引き続き、市民協働の下で取り組むこととします。

### (4) 緑の街並み景観の形成

JR 岩見沢駅前からいわみざわ公園にかけての駅前通はバラ街道として、バラの植栽管理を市民ボランティアの手で行っています。

今後もより一層、バラに親しむ市民を増やすため、講習会の開催などに取り組むとともに、庭先や玄関先、店先などで鉢植えやプランターボックス、ガーデニングなどの小さな緑の創出に取り組む市民を増やし、市民協働の下でのバラと緑の街並み景観の形成に取り組みます。

### (5) 空き地の利活用促進（コミュニティガーデン）

緑化重点地区には、青空駐車場が多く分布しているほか空き地も散見され、街並み景観の形成においても支障があります。

また、中心市街地には街区公園が少なく、市民が憩えるオープンスペースの確保については、市民からも要望されています。

一方、他都市では、空き地などを利用しコンテナ建築物などの仮設建築物や施設で遊びや交流のスペースを生み出し、市民が集うことで周辺地域や中心市街地での賑わいづくり貢献している事例がみられます。

このような取組事例なども参照し、緑化重点地区において空き地を活用した緑の街並みや賑わいづくりに取り組みます。

## (6) 緑に親しむフットパスの推進

緑化重点地区には、幾春別川や利根別川などの河川、東山公園などの大規模な公園があるほか、JR 北海道のレーンセンターや石造やレンガ造の倉庫、古い邸宅など岩見沢の歴史を物語る歴史的資源が数多くあります。

このような緑の骨格をなす緑地や歴史的資源を歩いて巡り、緑に親しむフットパスの検討や設定、中心市街地の回遊促進と関連づけた取組について検討、推進します。

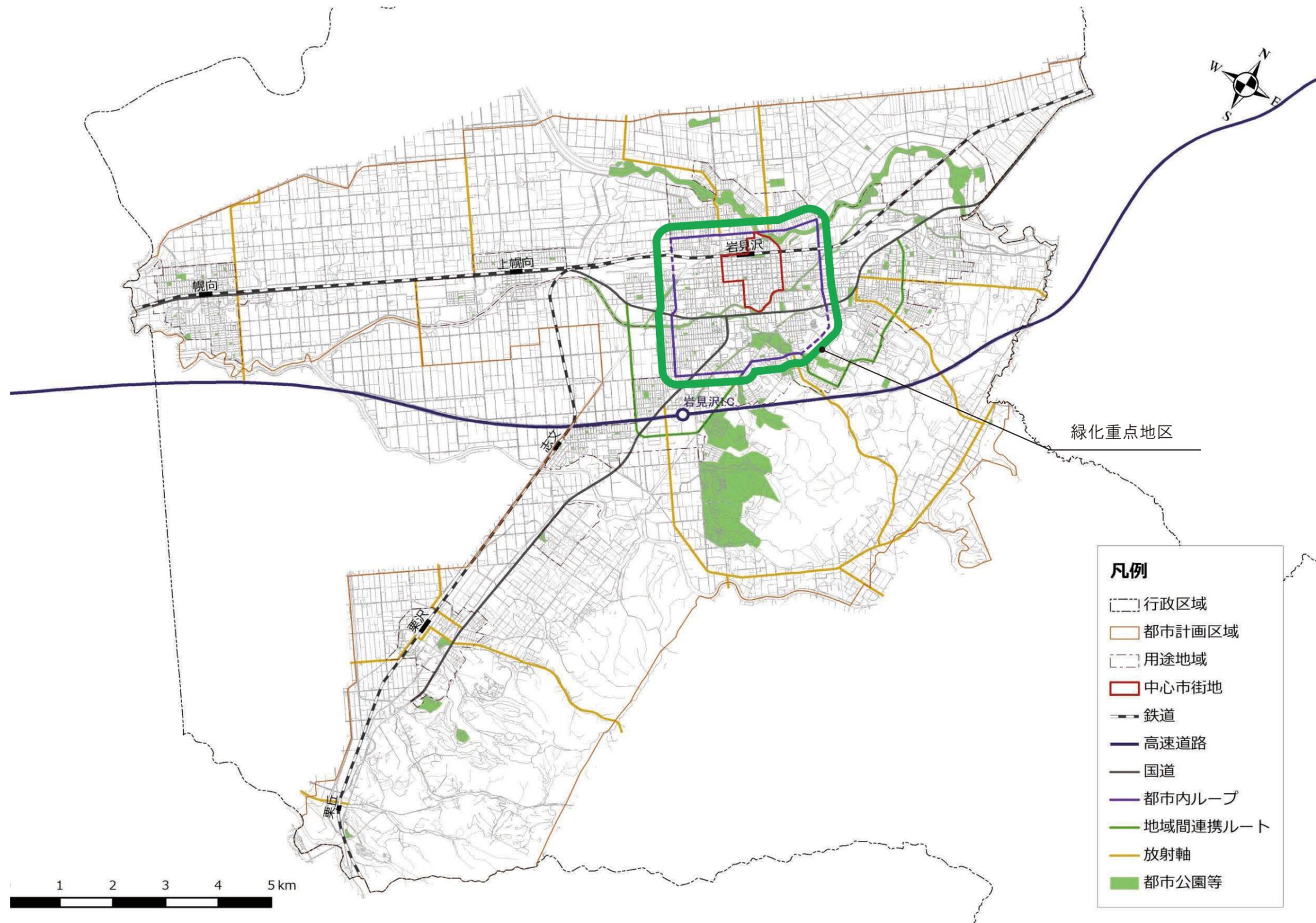


图 6-5-1 緑化重点地区



## 第Ⅶ章 緑化の目標

---

- 1 緑地の確保目標水準
- 2 具体的な緑化・保全の目標

## 1 緑地の確保目標水準

### (1) 都市計画区域等の面積、人口

緑地の確保目標水準を定めるにあたり、目標年次における都市計画区域等の面積及び人口を定めます。

岩見沢市では、本市の人口の将来展望として、平成 28 年 1 月に「岩見沢市人口ビジョン」を定めました。

緑地の確保目標水準を定めるにあたっての目標年次（平成 38 年）における都市計画区域等の面積及び人口は、岩見沢市人口ビジョンにおいて定める平成 37 年（2025 年）及び平成 42 年（2030 年）の人口の目標値から直線補間により算定します。

また、用途地域については、平成 26 年 10 月に幌向地区 27ha を縮小する変更を行ったところであり、今後も見直しを行う可能性があります。目標年次における用途地域の面積は、現在の面積（3,173.0ha）を据え置くこととします。

表 7-1-1 目標年次における都市計画区域等の面積と人口の設定

区分		平成 22 年 3 月末	平成 28 年 9 月末	目標年次 (平成 38 年)
面積	用途地域 (ha)	3,199.0	3,173.0	<b>3,173.0</b>
	都市計画区域 (ha)	13,878.0	13,878.0	<b>13,878.0</b>
人口	行政区域 (人)	90,500	84,128	<b>76,847</b>
	用途地域 (人)	77,800	73,638	<b>67,265</b>
	都市計画区域 (人)	83,300	77,806	<b>71,072</b>



## (2) 緑地の確保目標水準、都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

これまでの計画では、用途地域内の駅北地区及び東山地区において街区公園 3 か所、計 0.75ha の整備を見込んでいましたが、人口の減少が進み、住宅地や公園などの整備の見通しがいいことから、目標年次における緑地面積及び都市公園等面積から 0.75ha を除外します。

なお、同じく幌向地区において地区公園 1 か所 7.2ha の整備を見込んでいましたが、これは都市緑地として整備しています。

このため、見直し後の緑地の確保目標水準（緑地が占める割合）は、用途地域内については 14.17%、都市計画区域全体については 28.30%とします。

同じく、都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準については、用途地域内については 29.12m<sup>2</sup>/人、都市計画区域全体については 89.95m<sup>2</sup>/人とします。

表 7-1-2 緑地の確保目標水準

区分		平成 22 年 3 月末	平成 28 年 9 月末	目標年次 (平成 38 年)
用途地域	緑地面積 (ha)	387.80	445.24	449.51
	緑地割合 (%)	12.12	14.03	14.17
	都市公園等面積 (ha)	184.13	191.63	195.90
	都市公園等の一人当たり面積 (m <sup>2</sup> /人)	23.67	26.02	29.12
都市計画区域	緑地面積 (ha)	3,468.78	3,876.14	3,928.06
	緑地割合 (%)	24.99	27.93	28.30
	都市公園等面積 (ha)	578.19	587.36	639.28
	都市公園等の一人当たり面積 (m <sup>2</sup> /人)	69.41	75.49	89.95

## 2 具体的な緑化・保全の目標

目標年次（平成 38 年）までの具体的な緑化・保全の目標を次のとおり定めます。

### (1) 公園・緑地の整備

公園・緑地の整備については、次のとおり設定します。

- 緑が丘霊園の拡張造成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21.3ha（20.8ha から 42.1ha に拡張）
- 大正池（利根別原生林）の整備・・・・・・・・・・・・ 19ha
- 種鶏場跡地（利根別原生林）の整備・・・・・・・・・・ 33ha

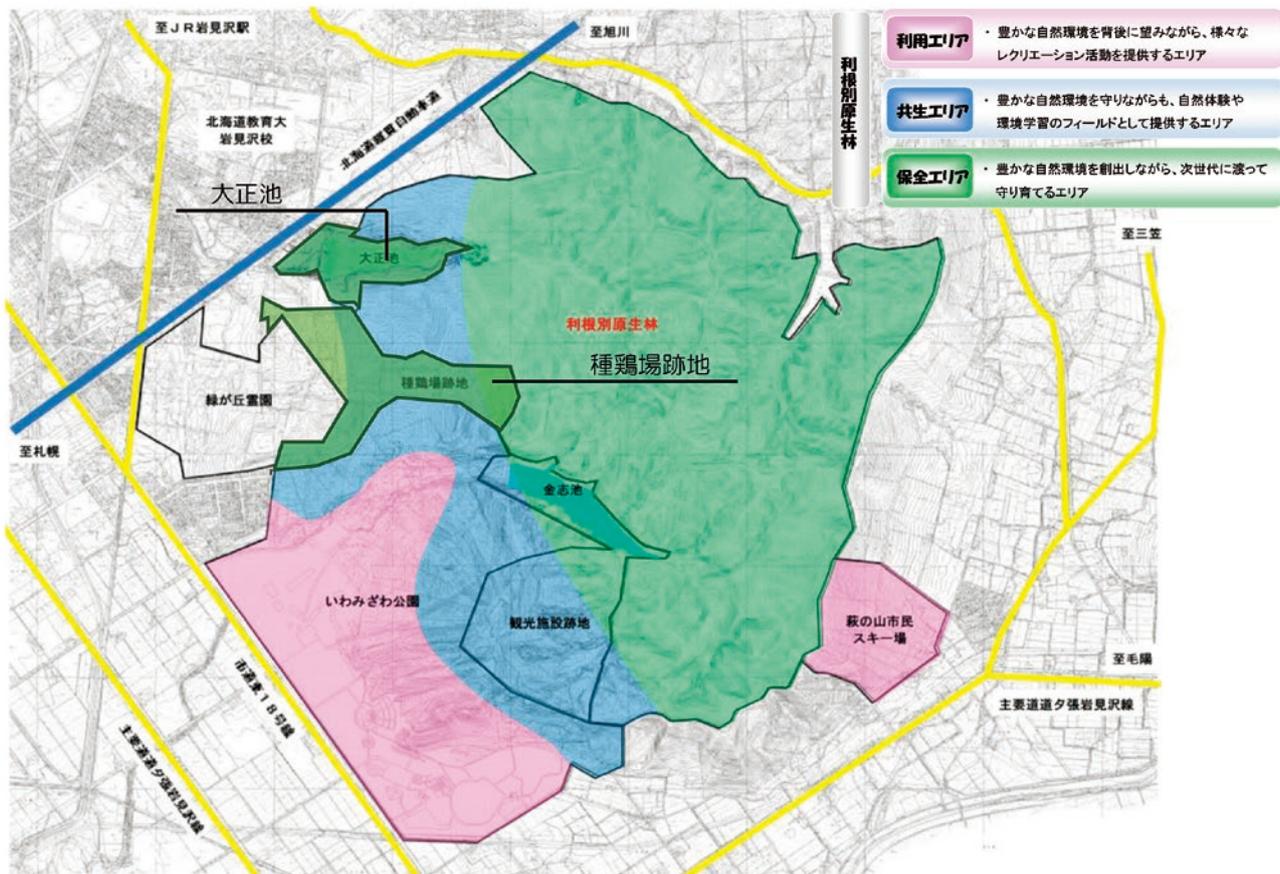


図 7-2-1 利根別原生林における公園等の整備（利根別原生林基本計画より一部加工）



## (2) 公共施設等の緑化

公共施設の整備にあたっては、現状を下回らないよう、できる限り緑地などの緑を整備または保全するよう努めます。

## (3) 街路樹の整備と保全

街路樹の整備や保全、更新にあたっての基本的な考え方を取りまとめるとともに、基本的な考え方に基づき、街路樹の整備、更新と保全を進めます。

- 道路の整備や維持管理、道路除排雪などの支障を考慮した、街路樹を整備すべき路線や整備（植樹）方法など
- 郷土樹種や維持管理負担の軽減などに配慮した、街路樹の樹種選定

## (4) 保全すべき緑地

次の緑地を保全すべき緑地として、保全します。

開発により樹林地が伐採される可能性が認められる場合など、必要がある場合には、風致地区などの地域制緑地の指定について検討します。

表 7-2-1 保全すべき緑地

保全すべき緑地	概 要
志文町地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道自然環境等保全条例に基づく学術自然保護地区を含む樹林地（針広混交天然林）</li> <li>・志文学術自然保護地区 1.2ha を含む約 12ha</li> </ul>
上志文地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利根別原生林基本計画共生エリア内の地域森林計画対象民有林</li> <li>・約 35ha</li> </ul>
岩見沢神社地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道自然環境等保全条例に基づく環境緑地保護地区で、岩見沢神社の境内林であり、イチイ、トドマツなどの針葉樹とハルニレ、ヤチダモなどの広葉樹からなる。</li> <li>・約 1.3ha</li> </ul>
栗沢神社地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道自然環境等保全条例に基づく環境緑地保護地区で、栗沢神社の境内林であり、トドマツなどの針葉樹とミズナラなどの広葉樹からなる。</li> <li>・約 1.2ha</li> </ul>

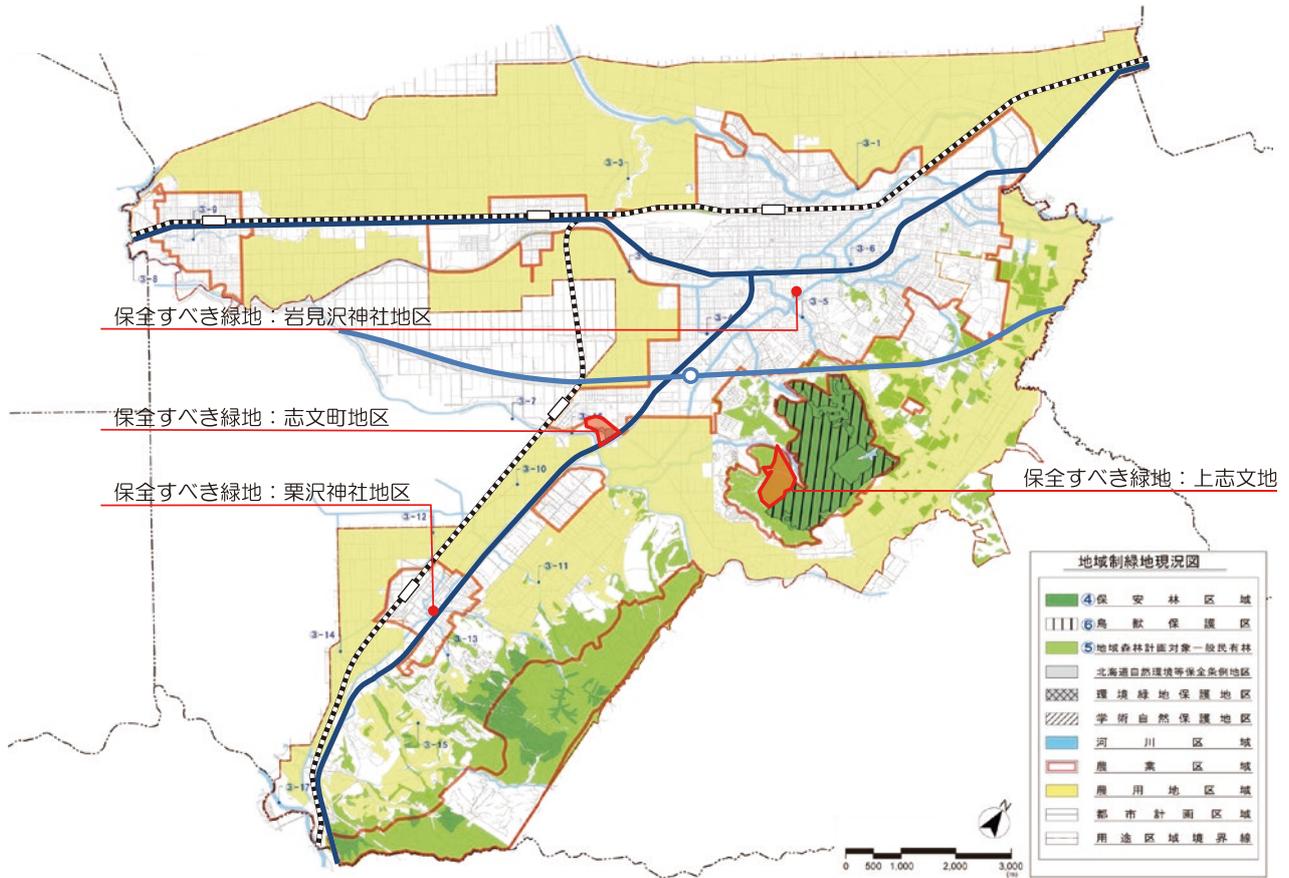


図 7-2-2 保全すべき緑地

### (5) 公園の機能の見直しと集約化、改修

人口の減少、高齢化の進行に対応した公園の機能の整備と維持管理、利活用を図るため、街区公園の機能の見直しと集約化、改修の基本的な考え方を取りまとめるとともに、基本的な考え方に基づき、公園の機能の見直しと集約化、改修に取り組みます。

- 幹線道路や河川などによる街区の区分、街区公園の誘致圏（利用・受益対象範囲）の重なりや機能（遊具等）の重複などを踏まえた街区公園のグルーピングと機能の集約化、改修
- 公園への雪入れなどによる問題に対して、町内会など地域と連携した対応方策
- 公園のグルーピングによる維持管理や指定管理の導入など公園の維持管理の方策



## (6) 民有地の緑化

---

### 1) 緑の街並み景観の形成

庭先、玄関先、店先などの小さな緑による街並み景観の形成やバラの街並みづくりに向けて、講習会の開催やボランティア活動の推進など、市民意識の向上やバラに親しみを持ってもらうための取組を進めます。

### 2) 空き地の利活用促進（コミュニティガーデン）

空き地を貸して管理を委託したい土地所有者と、空き地を活用して地域の庭づくりや除雪の一時堆雪などを行いたい市民団体等を結びつけて、空き地の利活用を促進する仕組みをつくります。

中心市街地を含む緑化重点地区においては、空き地を活用した緑の街並みづくりだけでなく、空き地を利用して人の集まりや流れをつくり、まちなかの賑わいづくりを促進する取組についても推進します。



岩見沢市緑の基本計画（見直し） 緑地の整備目標総括表

	平成 22 年 3 月末						中間目標年次（平成 28 年）						平成 28 年 9 月末 フォローアップ						目標年次（平成 38 年）						
	用途地域			都市計画区域			用途地域			都市計画区域			用途地域			都市計画区域			用途地域			都市計画区域			
	整備量		m <sup>2</sup> /人	整備量		m <sup>2</sup> /人	整備量		m <sup>2</sup> /人	整備量		m <sup>2</sup> /人	整備量		m <sup>2</sup> /人	整備量		m <sup>2</sup> /人	整備量		m <sup>2</sup> /人	整備量		m <sup>2</sup> /人	
	箇所	面積 (ha)		箇所	面積 (ha)		箇所	面積 (ha)		箇所	面積 (ha)		箇所	面積 (ha)		箇所	面積 (ha)		箇所	面積 (ha)		箇所	面積 (ha)		箇所
住区基幹公園	街区公園	147	24.17	3.11	151	25.60	3.07	147	24.17	3.36	151	25.60	3.32	147	24.18	3.28	151	25.61	3.29	147	24.18	3.59	151	25.61	3.60
	近隣公園	12	18.29	2.35	13	20.29	2.44	12	18.29	2.54	13	20.29	2.64	12	21.74	2.95	13	23.76	3.05	12	21.74	3.23	13	23.76	3.34
都市基幹公園	地区公園	3	12.87	1.65	4	18.35	2.20	4	20.07	2.79	5	25.55	3.32	2	7.87	1.07	3	13.35	1.72	2	7.87	1.17	3	13.35	1.88
	総合公園	1	20.00	2.57	4	208.26	25.00	1	20.00	2.78	4	208.26	27.05	1	19.96	2.71	4	208.22	26.76	1	20.00	2.97	4	236.26	33.24
	運動公園																								
	基幹公園 計	163	75.33	9.68	172	272.50	32.71	164	82.53	11.46	173	279.7	36.32	162	73.75	10.02	171	270.94	34.82	162	73.79	10.97	171	298.98	42.07
特殊公園	風致公園																								
	動植物公園																								
	歴史公園																								
	墓園				1	20.80	2.50				1	35.80	4.65				1	22.47	2.89				1	42.10	5.92
	その他				1	4.30	0.52				1	4.30	0.56				1	4.28	0.55				1	4.30	0.61
広場公園																									
広域公園																									
緩衝緑地																									
都市緑地	21	38.78	4.98	24	45.65	5.48	21	38.78	5.39	24	45.65	5.93	24	48.15	6.54	27	55.02	7.07	24	52.38	7.79	27	59.25	8.34	
緑道																									
都市林																									
国の設置によるもの																									
都市公園 計	184	114.11	14.67	198	343.25	41.21	185	121.31	16.85	199	365.45	47.46	186	121.90	16.55	200	352.71	45.33	186	126.17	18.76	200	404.63	56.93	
公共施設緑地	116	70.02	9.00	139	234.94	28.20	116	70.02	9.73	139	234.94	30.51	114	69.73	9.47	128	234.65	30.16	114	69.73	10.37	128	234.65	33.02	
都市公園等 合計	300	184.13	23.67	337	578.19	69.41	301	191.33	26.57	338	600.39	77.97	300	191.63	26.02	328	587.36	75.49	300	195.90	29.12	328	639.28	89.95	
民間施設緑地	18	47.72	6.13	22	359.21	43.12	18	47.72	6.63	22	359.21	46.65	18	45.36	6.16	22	356.85	45.86	18	45.36	6.74	22	356.85	50.21	
施設緑地 計	318	231.85	29.80	359	937.40	112.53	319	239.05	33.20	360	959.60	124.62	318	236.99	32.18	350	944.21	121.35	318	241.26	35.87	350	996.13	140.16	
緑地保全地区																							1	35.00	4.92
風致地区																							1	12.00	1.69
河川敷地	10	154.72	19.89	17	616.40	74.00	10	154.72	21.49	17	616.40	80.05	10	154.72	21.01	17	616.40	79.22	10	154.72	23.00	17	616.40	86.73	
保安林				2	563.56	67.65				2	563.56	73.19				2	593.90	76.33				2	593.90	83.56	
地域森林計画対象民有林				2	1,346.39	161.63				2	1,346.39	174.86	2	52.30	7.10	2	1,716.60	220.63	2	52.30	7.78	2	1,716.60	241.53	
鳥獣保護区				1	363.80	43.67				1	363.80	47.25				1	363.80	46.76				1	363.80	51.19	
法によるもの 計	10	154.72	19.89	22	2,890.15	346.96	10	154.72	21.49	22	2,890.15	375.34	12	207.02	28.11	22	3,290.70	422.94	12	207.02	30.78	24	3,337.70	469.62	
環境緑地保護地区等	2	2.53	0.33	2	2.53	0.30	2	2.53	0.35	2	2.53	0.33	2	2.53	0.34	3	3.73	0.48	2	2.53	0.38	3	3.73	0.52	
その他条例によるもの				1	1.20	0.14				1	1.20	0.16													
条例等によるもの 計	2	2.53	0.33	3	3.73	0.45	2	2.53	0.35	3	3.73	0.48	2	2.53	0.34	3	3.73	0.48	2	2.53	0.38	3	3.73	0.52	
小計	12	157.25	20.21	25	2,893.88	347.40	12	157.25	21.84	25	2,893.88	375.83	14	209.55	28.46	25	3,294.43	423.42	14	209.55	31.15	27	3,341.43	470.15	
緑地間の重複				1	360.00	43.22				1	360.00	46.75				1	360.00	46.27				1	360.00	50.65	
地域制緑地 計	12	157.25	20.21	25	2,533.88	304.19	12	157.25	21.84	25	2,533.88	329.08	14	209.55	28.46	25	2,934.43	377.15	14	209.55	31.15	27	2,981.43	419.49	
施設・地域制緑地間の重複	1	1.30	0.17	2	2.50	0.30	1	1.30	0.18	2	2.50	0.32	1	1.30	0.18	2	2.50	0.32	1	1.30	0.19	2	2.50	0.35	
緑地 総計	330	387.80	49.85	384	3,468.78	416.42	331	395.00	54.86	385	3,490.98	453.37	332	445.24	60.46	375	3,876.14	498.18	332	449.51	66.83	377	3,975.06	559.30	
人口	行政区域人口	90,500 人						84,000 人						84,128 人						76,847 人 * 3					
	用途地域人口	77,800 人						72,000 人						73,638 人 * 1						67,265 人 * 1					
	都市計画区域人口	83,300 人						77,000 人						77,806 人 * 1						71,072 人 * 1					
面積	用途地域面積	3,199.0ha						3,199.0ha						3,173.0ha * 2						3,173.0ha * 2					
	都市計画区域面積	13,878.0ha						13,878.0ha						13,878.0ha						13,878.0ha					
緑地の確保目標量	用途地域面積に対する割合	12.12%						12.35%						14.03%						14.17%					
	都市計画区域面積に対する割合	24.99%						25.15%						27.93%						28.64%					
都市公園等の目標水準 (住民一人当たり面積)	都市公園	41.21m <sup>2</sup> /人						47.46m <sup>2</sup> /人						45.33m <sup>2</sup> /人						56.93m <sup>2</sup> /人					
	都市公園等	69.41m <sup>2</sup> /人						77.97m <sup>2</sup> /人						75.49m <sup>2</sup> /人						89.95m <sup>2</sup> /人					

\* 1 用途地域人口及び都市計画区域人口は、平成 22 年国勢調査の結果から行政区域人口に占める用途地域人口の割合（87.5%）、同じく都市計画区域人口の割合（92.5%）を算定し、これらの割合を各年次の行政区域人口に乗じて算出している。  
 \* 2 用途地域については、平成 26 年に幌向地区を縮小変更している。目標年次においても変更後の用途地域面積を据え置くこととする。  
 \* 3 平成 28 年 1 月に策定した人口ビジョンにおいて、2025 年（平成 37 年）人口を 77,570 人、2030 年（平成 42 年）人口を 73,954 人とする見通しを位置づけていることから、直線補間により目標年次の行政区域人口を算出している。

